

事故防止策

地下埋設物の事故防止八策
架空線の事故防止八策
高所作業の事故防止八策
潜水作業の事故防止八策
海上作業の事故防止八策

地下埋設物の事故防止

- 1 事前に道路管理者、水域管理者、埋設企業者、公園管理者、海岸管理者等に出向き、道路台帳及び水域占用台帳、埋設物台帳、占用物台帳等により埋設物の位置、規格、構造及び保安に必要な措置の確認をすること。
- 2 埋設物管理責任者は作業当事者（下請け人等）に埋設物情報を周知徹底すること。また、作業時は関係者が見やすい場所に埋設物情報を掲示すること。
- 3 受注者は、埋設物管理責任者を指名、腕章等にて明示し、作業に立ち会うこと。なお、責任者が作業場を離れるときは、副責任者を指名・明示すること。
- 4 試掘又は掘削時には、地下埋設企業者に必ず立会いを求めること。
立ち会いなき工事は行わないこと。
掘削する・した箇所の埋設物は、必ず露出して確認すること。
受注者は、所有者等不明のまま作業を行わないこと。
試掘及び掘削時に埋設物を発見できない場合は、速やかに作業を中止し、立会者と協議すること。
- 5 埋設物管理責任者の立会いの下、重機誘導員を配置してオペレーターと連携し作業を行うこととし、オペレーター単独での作業は絶対させないこと。
打合せ時にないこと、予定外の作業をしない・させないこと。
- 6 地下埋設物 50cm 以内の近接作業は人力により、慎重に作業すること。
- 7 露出中の埋設物は、ペンキ、杭、旗、地下埋設物シート等により種別ごとに表示すること。（例：ガス・緑色、水道・青色、電気・橙色、下水道・茶色、NTT・赤など）
- 8 位置表示の上に敷き鉄板・資材・車両等を置かないこと。
露出中は、埋設物防護（吊り・受け等）の定期的な点検を行うこと。（専用桁及びその締結部の異常の有無、防護の支持具・固定装置の緩み等）



探査機による埋設管の確認作業

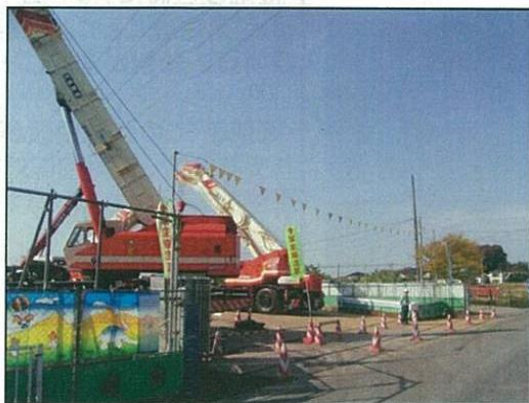


地下埋設物の目印表示（看板）

Plus 1 各企業の地下埋設管に関する資料により、埋設管の種類や変遷などの知識を向上させるとともに、安全教育や KY 活動などでの活用を図り、より一層の地下埋設物事故防止対策の強化を図ること。

架空線の事故防止

- 1 事前に架空線の位置、種類を確認し、周知徹底すること。
所有者等が不明のまま作業を行わないこと。
- 2 架空線を視認しやすいように、旗などの目印をつけるとともに、防護すること。
また、工事関係者に対して位置等を周知徹底すること。
- 3 出入り口に門型ゲート、防護管の設置など高さ制限装置を設置すること。
- 4 受注者は、架空線管理責任者を指名、腕章等にて明示し、作業に立ち会うこと。
なお、責任者が作業場を離れるときは、副責任者を指名・明示すること。
- 5 架空線管理責任者および副責任者は、作業前に重機の作業半径を確認すること。
- 6 重機誘導員を配置し、オペレーターとの役割分担を明確のうえ、架空線管理責任者の立会いの下、合図を定め、連携して作業を行うこと。
なお、オペレーター単独での作業は絶対させないこと。
- 7 ダンプの荷台や重機のブーム等の降下完了するまで走行させないこと。
架空線直下を通る際は、重機誘導員を配置し、荷台やブーム等が降りていることを確認の上通過させること。
- 8 打合せ時にない、予定外の作業はしない・させない。
やむを得ず作業を行う場合は、作業手順を見直し、周知徹底すること。



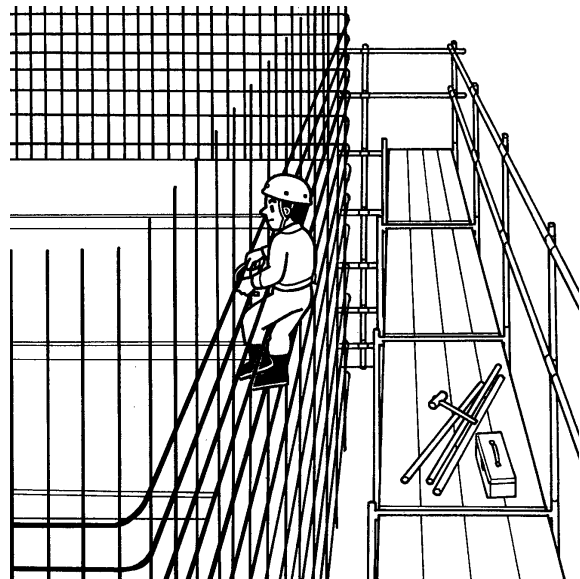
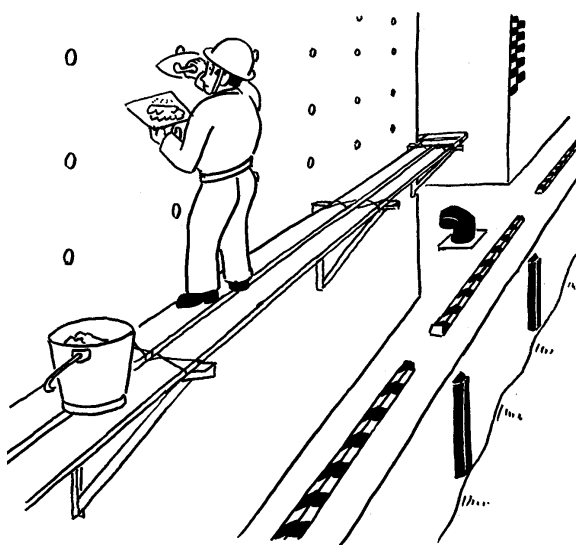
高さ制限表示の設置



のぼり旗の設置

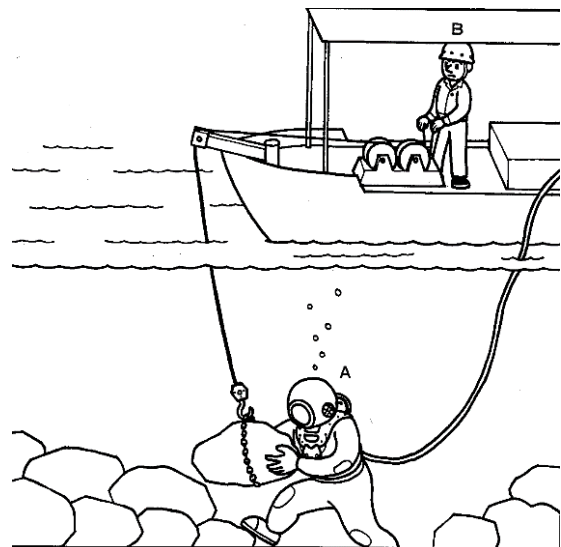
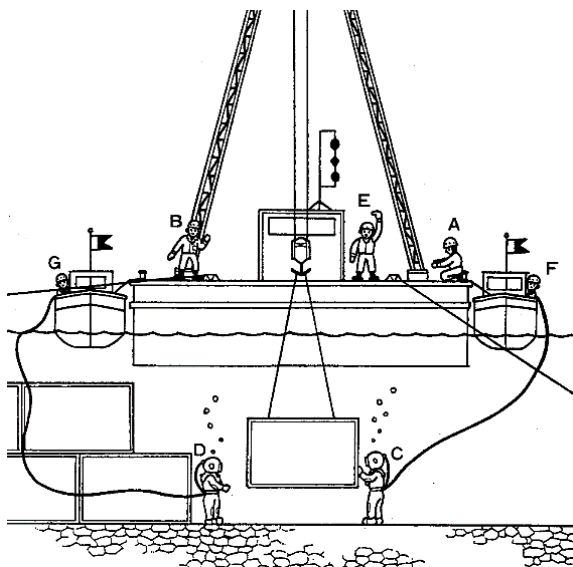
高所作業の事故防止

- 1 悪天候時または危険が予想される場合の作業中止基準を定め、遵守すること。
また、各種警報・注意報が発令された場合は随時適切に対応すること。
- 2 高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合は、足場等の作業床を設けること。
作業開始前に足場板・足場材、手摺り、囲い等の異常を随時点検すること。
作業床の端、開口部等には、必要な強度の囲い、手すり、覆い等を設置すること。
- 3 屋根や梁など転落の恐れがある場所には親綱、防護ネット等を設置し、安全带等の保護具を使用すること。
また、注意喚起の看板を設置すること。
- 4 物が落下してくるおそれのある場所では、ネット等の設備を設け、監視員を置くか、立入禁止の措置を講ずること。
- 5 パイプなど落下しやすい材料・工具は専用の収納器や滑り止め等落下防止設備を設けるなどの落下防止措置を講じること。
- 6 作業場所へ向かうとき及び移動するときは、正規の通路や昇降設備を通ること。
- 7 つり荷の下には入らないこと。
高所作業者は、つり荷が接近した場合は退避し、つり荷の搬入時には、作業員は手摺りなどから身を乗り出さないこと。
- 8 通路、作業床に油類をこぼしたときには、速やかに拭き取ること。



潜水作業の事故防止

- 1 潜水士の資格及び発破士等作業に必要な資格を有していることを確認すること。
- 2 気象・海象による作業中止基準を定め、遵守すること。
また、急な海象・気象の変化や各種警報・注意報が発令された場合は随時適切に対応すること。
- 3 作業に先立ち、潜水土船及び潜水器具を整備点検すること。
- 4 潜水士の事故に対し、再圧治療設備医療機関をあらかじめ確保しておくこと。
- 5 作業船等と潜水土相互間の合図を定め、連携して作業を行うこと。
潜水作業を複数人で行う場合は、潜水責任者を定め指揮命令を明確にすること。
- 6 入水前に潜水士の健康をチェックし、酒気帯びや発熱等異常のある者は潜水させないこと。
- 7 作業中は、警戒船や見張り員を配備し、A 旗を掲揚すること。
- 8 作業水深に応じた潜水時間を厳守し、休憩時間を十分に確保すること。
また、浮上速度、減圧時間を厳守すること。



海上作業の事故防止

- 1 工事の着手前に水中工作物、爆発物等を確認するとともに、水域利用者と調整の上、海上保安部の許可を得ること。
また、海上保安部の指示に従い、警戒船、見張り員等を適切に配置すること。
- 2 作業中止基準の設定し、遵守すること。
また、急な海象・気象の変化や各種警報・注意報が発令された場合は随時適切に対応すること。
- 3 施工区域は作業申請で定めた措置を講じ、近くを航行する船舶・漁船等（島しょにおいては岸壁利用関係者、漁業協同組合に周知する）注意し施工すること。
- 4 安全胴衣を着用し、安全带等を使用のうえ海上への転落を防止すること。
また、作業範囲に応じて、救命浮環を設置すること。
- 5 安全通路の確保、飛来・落下防止の措置を行うこと。
また、操船巻上ワイヤの防護・内角への立入禁止措置を徹底すること。
- 6 クレーン等の作業範囲内や吊り荷の下へ立入らないよう措置を行うこと。
- 7 指揮者、合図者を適正配置し、作業者に危険が及ばないように配慮すること。
- 8 作業別に有資格者を配置すること。

